

筑紫女学園中学校・高等学校 部活動に関するガイドライン

1. 部活動に係る基本理念

平成 30 年 3 月にスポーツ庁が、生徒にとって望ましいスポーツ環境を構築することを趣旨として「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を策定し、適切な運動部活動運営のための体制整備方策として、学校の設置者に対し「設置する学校に係る運動部活動の方針」を策定するよう示した。

さらには、平成 30 年 12 月には文化庁が「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」、福岡県教育委員会が「福岡県運動部活動運営の指針」を策定し、文化部活動についても同様に適切な運営に係る取組の徹底を求めた。

これらを受けて、本校の部活動は建学の精神のもと、校訓「自律・和平・感恩」を体現できる心身ともに健全な生徒の育成を目指し、本校の教育方針に基づいて活動するために「筑紫女学園中学校・高等学校 部活動に関するガイドライン」を策定し、本校の部活動の在り方の指針とする。

2. 部活動の目的

部活動は、学校教育の一環として行われ、生涯にわたってスポーツや文化及び科学等に親しむ能力・態度を育て、生徒の自主性や協調性、責任感、連帯感を育成するとともに、部員同士が同じ目標に向かって取組むことで豊かな人間関係を構築できるなど、生徒にとって有意義な教育活動であることを基本として実施する。

3. 運営体制の整備

(1) 部活動の活動について

- ①部活動顧問は、各部の適切な運営のために本校のガイドラインに則り部活動ルールを作成する。
- ②部活動顧問は、年間の活動計画並びに 3 ヶ月もしくは毎月の活動計画及び活動実績を作成し、校長に提出する。
- ③一部の顧問に負担が偏らないよう顧問間の協力体制を構築し、指導内容の充実や生徒の安全確保に努める。
- ④生徒の心身の安定を図るために適切な休養日等を設定する。
- ⑤管理職は、活動が長時間になっている部活動の顧問と面談し是正を行う。

(2) 部活動の指導について

- ①体育部活動の顧問は、指導に当たって科学的な根拠に基づく指導を心掛け、部活動の運営が適切に行えるよう常に知識や方法の習得に努める。
- ②文化部活動の顧問においては、各部の特色を把握し、生徒の多様なニーズに応えられるよう研修会等への積極的な参加にも努める。
- ③生徒の発達段階に応じた指導や安全の確保を行う。また、事故が発生したときは適切に対応すること、さらに、生徒の人格を傷つける言動や体罰はいかなる場合も許されないことに留意する。
- ④適切な指導方法、コミュニケーションの充実等により生徒の意欲や自主的、自発的な活動を促す。